

第 20 回統一地方選挙 白石区開票所設営等業務仕様書

1 業務の概要

令和 5 年 4 月 9 日に執行の標記の選挙において、白石区体育館に開票所を設置するため必要な用品の納入・運搬及び設営等を行う。

2 業務内容

(1) 用品(区備品)運搬

開票所設営にあたり必要な区の備品について、区役所から開票所まで搬出・搬入を行う。搬出から搬入までの間は受託者の責任で保管すること。

搬入に必要な養生は受託者が行うこと。

① 用品一覧 搬送用品一覧(別紙 1)のとおり

② 用品搬入日時

ア 区役所からの搬出

令和 5 年 4 月 8 日(土) 13 時から 18 時まで

イ 開票所への搬入

令和 5 年 4 月 9 日(日) 8 時から 10 時まで

(2) 用品(借受)納入

開票所設営にあたり必要な物品について、受託者が用意し納入する。必要な養生は受託者が行うこと。

① 用品一覧 借受け用品一覧(別紙 2)のとおり

② 納入日時 令和 5 年 4 月 9 日(日) 8 時から 10 時まで

(3) 開票所設営準備

開票所の設営にあたり必要な体育館内の養生、開票所内の備品の移動等、設営の準備作業、回線の設置・養生を行う。作業の詳細については会場レイアウト図(別紙 3)を参照すること。

また、養生に必要な部材等は受託者が用意すること。

① 実施日時 令和 5 年 4 月 9 日(日) 8 時から 14 時まで

② 開票所 白石区体育館(白石区南郷通 6 丁目北 1)

(4) 開票所設営

会場レイアウト図に従って搬入した用品の配置等を行い、開票所を使用できる状態にする。設営は(1)~(3)の終了後に開始し、体育室の設営を優先して実施し、すべての設営を令和 5 年 4 月 9 日の 14 時までに完了させること。

(5) 開票所撤去、搬出・搬入

開票作業の終了後、開票所の片づけ、用品の整理、搬出を行い、(1)の作業開始前の状態に回復させること。

搬出した区の備品は、区役所内の区の担当者が指定する場所に搬入すること。搬入までの間は受託者の責任で保管すること。

搬入に必要な養生は受託者が行うこと。

① 作業時間(白石区体育館)

令和 5 年 4 月 10 日(月) 8 時から 11 時半まで

② 用品搬入日時(白石区役所)

令和 5 年 4 月 10 日(月) 18 時から

3 その他

(1) 開票所及び搬入・搬出を行う施設に損傷を与えないこと。

(2) 養生・運搬等で出たごみは、受託者が持ち帰ること。

(3) 各作業の完了時には、必ず区の担当者の確認を受け、了承を得ること。

(4) 開票作業により出たごみは、開票所から持ち帰り区の担当者が指定した場所に搬入すること。

(5) その他作業の詳細にかかる不明点等については、区の担当者と協議し、適宜確認すること。

担当： 白石区市民部総務企画課地域安全担当 清水、佐藤
電話： 861-2405(課直通) fax: 861-2586
Email: shiro.anzen@city.sapporo.jp